解散公告（第二回）

当公社は、平成二十六年三月三十一日群馬県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十一日

群馬県伊勢崎市今泉町二丁目四一〇番地
伊勢崎市土地開発公社
清算人　五十嵐清隆

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年三月二十四日付け千葉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十一日

千葉県野田市尾崎二二四一番地の一
野田市七光台駅西土地区画整理組合
清算人代表　江村　正義

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月二十四日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十一日

東京都台東区松が谷二丁目三〇番六号
特定非営利活動法人ＳＧＣ予防医学研究会
清算人　栗田　仁

解散公告（第二回）

当組合は平成二十六年三月十四日名古屋市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十一日

名古屋市緑区定納山二丁目二〇二番地
名古屋市定納山土地区画整理組合
代表清算人　山口　正好

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十六年三月十七日総務大臣及び国土交通大臣の認可により同年同月三十一日をもって解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十一日

北九州市小倉南区若園五丁目一番二号
北九州市土地開発公社
代表清算人　西野　英明

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十一日

宮城県大崎市古川南町二丁目三番一七号
財団法人宮城県古川高等学校育英会
代表清算人　渡邊　義之

解散公告（第三回）

当法人は臨時社員総会の決議により、平成二十六年二月二十六日東京都知事の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十一日

東京都中央区八重洲二丁目一番　八重洲地下街中一号
医療法人社団八重洲センタークリニック
清算人　駿河敬次郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月七日開催の臨時社員総会の決議並びに岡山県知事の認可により、平成二十六年三月十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十一日

岡山市北区伊島北町七―五
医療法人パートナーズ
清算人　中尾　伸一

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十一日

那覇市樋川一―一―六九
財団法人沖縄ヘアースタイリスト学院
清算人　吉浜　達夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道帯広市西三条南四丁目一番地、最後の住所北海道帯広市西一五条南四丁目一〇番地一四　被相続人　亡　近藤　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十一日

北海道帯広市西二条南七丁目一七番地ハヤカワビル三階むらやま法律事務所
相続財産管理人　弁護士　村山　敬樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市若林区保春院前丁五番地の五二、最後の住所仙台市宮城野区原町二丁目五番二八号　被相続人　亡　庄子　英之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十一日

事務所仙台市青葉区片平一丁目五番二〇号Ｅｖｅｒ―Ｉ片平丁ビル六階　前田誓也法律事務所
相続財産管理人　弁護士　前田　誓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県小牧市大字三ッ渕四五一番地の五、最後の住所山梨県東八代郡石和町川中島二〇四番地の五　被相続人　亡　深澤　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十一日

山梨県甲府市中央一丁目七番一〇号内外ビル二階小野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小宮山新吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県伊豆市大沢一五〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　水口　耕一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十一日

事務所静岡県沼津市御幸町二四番一九号サンライズみゆき二〇一　古川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　古川　陽子

第60期決算公告

平成26年3月17日　埼玉県所沢市北野一丁目2番5号
株式会社科薬
代表取締役　荒木　徳博

貸借対照表の要旨（平成25年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,747	流動負債	2,032
固定資産	2,085	（賞与引当金）	(39)
		固定負債	327
		（退職給付引当金）	(304)
		株主資本	2,473
		資本金	300
		資本剰余金	181
		その他資本剰余金	181
		利益剰余金	1,992
		利益準備金	120
		その他利益剰余金	1,871
		（うち当期純利益）	(336)
資産合計	4,833	負債・純資産合計	4,833